

江津市教育大綱

令和 3 年度～令和 7 年度

(2021～2025)



令和 3 年 3 月策定

江 津 市

は じ め に

これからの社会は、人生100年時代やSociety5.0（超スマート社会）の到来に向け、人工知能（AI）をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、大きく変化することが予想されます。また世界的な景気の鈍化に新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、短期的な将来ですら予測することが難しい社会となってきました。

わが国は人口減少社会に突入し、国内市場の縮小や労働人口減少による経済への影響もあって、地方公共団体の財政状況は確実に悪化しています。政治・経済・文化・人口などの東京一極集中が是正されない中、まちづくりの要となる「ひと」特に「若年層」が地方から急激に減少しているなど、様々な問題も生じています。

このような社会情勢の中において、本市は「第6次江津市総合振興計画」のもと、市民憲章を尊重、継承しつつ、「小さくともキラリと光るまちごうつ」を本計画のスローガンに、未来に輝くまちづくりを進めています。

今回、これまでの教育大綱の「長期的に『ひと』をつくり、その『ひと』が『しごと』をつくり、『まち』をつくるという流れを確かなものにしていく」という考えを引き継ぎ、学校教育、社会教育、人権・同和教育など、今後の本市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に関して、総合的な施策の体系を示す新たな「江津市教育大綱」を定めました。

令和3年3月

江津市長 山下 修

《 目 次 》

1. 大綱策定の趣旨	1
2. 大綱改訂の経緯	1
3. 大綱の期間	1
4. 教育ビジョン	2
「ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人」	
5. 目指す姿	2
《目指す姿1》 ふるさと江津で、生涯学び続けようとする人	
《目指す姿2》 多様性を認め、自他を尊重する人	
《目指す姿3》 夢と志をもち、未来を切り拓こうとする人	
《学びの環境整備及び体制づくり》	
6. 教育方針及び具体的な施策	3
《目指す姿1》 ふるさと江津で、生涯学び続けようとする人	
〈教育方針①〉 地域を知り、地域を好きになるための「共育」の推進	3
〈教育方針②〉 社会教育による「つながり」「学びの場」の充実	4
〈教育方針③〉 文化芸術・スポーツの推進	5
〈教育方針④〉 「江津市ふるさと・キャリア教育」への取組	6
《目指す姿2》 多様性を認め、自他を尊重する人	
〈教育方針①〉 自他を尊重する心の育成	7
〈教育方針②〉 多様なニーズに対応した教育機会の提供	8
《目指す姿3》 夢と志をもち、未来を切り拓こうとする人	
〈教育方針①〉 教育活動の質の向上	9
〈教育方針②〉 子どもたちにとって望ましい生活習慣の確立	10
〈教育方針③〉 異校種間及び家庭との連携推進	11
《学びの環境整備及び体制づくり》	
○ I C T 活用のための基盤の整備	12
○ 子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境・体制づくり	13
○ 「学びの保障」を支える体制整備	14
7. 大綱の体系	15

1. 大綱策定の趣旨

「教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容については、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策の基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

本市においても、「江津市教育大綱」を策定し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な目標や施策、方針を示してきました。

2. 大綱改訂の経緯

これまで平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を期間とする「江津市教育大綱」に基づいて江津市の教育を推進してきました。この度、期間終了に伴い、時代に即した新たな大綱を策定することとなりました。

「第6次江津市総合振興計画」「第2期江津市版総合戦略（令和2年3月策定）」等との整合性も図りながら、これまでの教育大綱の見直し作業を進め、江津市校長会との意見交換、市長と教育委員会による「江津市総合教育会議」を経て、新たな「江津市教育大綱」を策定しました。

3. 大綱の期間

本大綱が対象とする期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国・県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂するものとします。

年度	H30 (2018)	H31R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
国		第3期教育振興基本計画							
島根県	しまね教育ビジョン		しまね教育魅力化ビジョン						
江津市	第5次江津市総合振興計画		第6次江津市総合振興計画						
	第1期江津市版総合戦略		第2期江津市版総合戦略						
	江津市教育大綱（2016～2020）			江津市教育大綱（2021～2025）					

4. 教育ビジョン

ふるさと江津を愛し、
豊かな心で、明日を創る人

江津市は、学校教育、社会教育及び人権・同和教育を通して、だれもが育ったふるさとの伝統文化に親しみながら、その中で自分らしさを発揮し、生涯にわたって心豊かに人生を送ることができる地域社会の構築を目指します。

5. 目指す姿

「教育ビジョン」を実現するために以下の3つの《目指す姿》を設定し、併せてその基盤となる《学びの環境整備及び体制づくり》を進めます。

《目指す姿1》

ふるさと江津で
生涯学び続けよ
うとする人

《目指す姿2》

多様性を認め、
自他を尊重する人

《目指す姿3》

夢と志をもち、
未来を切り拓こう
とする人

学びの環境整備及び体制づくり

6. 教育方針及び具体的な施策

江津市及び江津市教育委員会は、前項の3つの《目指す姿》と《学びの環境整備及び体制づくり》を達成するために、以下の教育方針に基づき、具体的な施策を実施します。

目指す姿1 《ふるさと江津で、生涯学び続けようとする人》

教育方針①

地域を知り、地域を好きになるための共育※の推進

海、山、川の美しい自然環境、地域特有の田園風景や青い海に映える赤瓦の町並みと、その中で受け継がれてきた伝統文化は、これから先も守っていかなければならない江津市の財産です。このことを子どもたちが学び、体験を通して地域の良さを知り、それに関わる大人も地域を見直すことで共に地域への愛着を深めます。

※「共育」とは、地域の大人が共に子どもを育てる。

大人も子どもも一緒に（共に）成長（育つ）するという2つの意味。

◇子どもたちが地域への愛着と誇りを育むための学習の推進

学校と地域が連携して地域の魅力に気づく場を設けることで、子どもたちの地域への愛着を深めます。また、地域を守り、地域を創る大人の真摯な取組に直に触れていくことで、地域への誇りを育みます。

◇地域住民として子どもの成長に関わることで生まれる大人の学びの場づくり

学校と地域が連携した「ふるさと教育」を進めることで、地域の大人は子どもの成長に直に関わり、自己有用感を高めることができます。それと同時に地域の魅力と将来を改めて見つめ直し、次世代の育成に取り組もうとする意欲を育みます。

◇文化的財産を活用した地域の学習活動の推進

江津市の多様な文化財は、地域の歴史や文化に対する理解を深めるための重要な財産です。これらの文化的財産の研究をさらに進め、その成果を活用した学びの場を提供し、文化財の保護・継承活動を市民と協働で進めることで地域への愛着を育みます。

社会教育による「つながり」「学びの場」の充実

江津市では、市内の各地域に「地域コミュニティ組織」を立ち上げ、自らが暮らす地域のことを自ら決めて実践することで「地域力」の再構築を図っています。

そのことを踏まえ、地域住民が自ら協力して、地域課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動に主体的に取り組めるよう、社会教育による「つながり」「学びの場」づくりを支援します。

◇お互いが助け合い、安心して暮らすためのつながりの拡大

これまで、地域で社会教育活動として積み重ねてきた「社会教育力」を活用して「まちづくり」を進めるためには、地域住民の考えを共有し、実践していく仕組みと調整役が必要となります。そのための社会教育の視点をもったファシリテーターを育成します。また、現代的課題である災害からの復興や持続可能な地域づくりに貢献する力の育成を目的として、自らの学びを深める取組を進めます。

◇子どもの育ちを支えるためのネットワークの確立

よりよい教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校等と社会が共有できるように、学校、認定こども園、保育所（園）を中心としたコミュニティづくりを推進します。併せて、育てたい子どもの姿の共有化による「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域社会との連携・協働に向けた取組を支援します。また生涯学習のスタートともいえる家庭教育については、「親学プログラム※」を中心とした支援事業の充実を図ります。

※「親学プログラム」とは、島根県教育委員会が開発した、気づきによる親自身の学びに加え、親同士の関係づくりや地域全体で家庭教育を支援するネットワークづくりにも役立つプログラム。

◇学びの場の提供

専門的な知識やスキルをもった市職員や関係機関職員による講座等を拡充し、江津市内における知的財産の共有を図るとともに、「伝え・学び・また伝える」という知識の好循環をつくりだします。

また、地域コミュニティ交流センターにおける各種教室等を支援するとともに図書館など社会教育施設を利用した学びの場を提供します。

文化芸術・スポーツの推進

文化芸術活動や伝統芸能活動、スポーツ活動、生涯学習活動等で習得した知識や技術を、指導者が子どもたちや周りの人に伝える機会を提供することにより、指導者自身の自己有用感を高めるとともに、活動を通じた住民相互のつながりを生むことで、地域の活性化を図ります。

◇地域の伝統文化に携わることで得た知識・技術・人脈を地域でいかす機会の提供

江津市には、日本遺産の構成文化財となっている石見地域の神楽、地場産業の勝地半紙や石見焼等、長い歴史を経て地域の誇りとなっている多くの優れた伝統芸能・技術が存在します。これらを保護し、次世代に継承・発展させるため、伝統文化の継承者が活躍し、多くの住民が親しむことのできる機会を提供します。

◇生涯を通じて文化芸術に触れることができる機会の提供

身近な文化芸術を生涯にわたって享受できるよう、様々な文化芸術の公演・展示等に対する支援を行うとともに、美術品等を鑑賞する機会の拡大に努めます。

◇スポーツをとおして得た知識・技術・人脈をいかす機会や親しむ機会の提供

市民が毎日をいきいきと暮らし、健康寿命を延ばすため、市民によるスポーツ教室やスポーツ推進委員の活動により、人生の全ステージにおいて気軽に楽しく運動に親しむ機会を提供します。また、オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に伴う「スポーツのレガシー」の継承に向け、スポーツ及び両競技大会の意義、価値等に対する住民の理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養や多様な文化への理解等を図ります。

◇学びの場の提供（再掲）

専門的な知識やスキルをもった市職員や関係機関職員による講座等を拡充し、江津市内における知的財産の共有を図るとともに、「伝え・学び・また伝える」という知識の好循環をつくりだします。

また、地域コミュニティ交流センターにおける各種教室等を支援するとともに図書館など社会教育施設を利用した学びの場を提供します。

「江津市ふるさと・キャリア教育」への取組

江津の「ひと・もの・こと」をいかした、職場体験やまち探検、地域課題解決型学習などの体験的な学習を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、子どもたちの自立を目指す教育を推進します。

◇「江津市ふるさと・キャリア教育」の発展

子どものやる気を引き出すプログラムに取り組み、「江津市ふるさと・キャリア教育」の教育効果の更なる引上げを目指します。

◇職業で得た知識・技術・人脈をいかす機会の整備

子どもたちが、自分の未来を思い描くために、就業経験のある大人が、職業観や地域貢献の大切さを伝える機会をつくります。

◇教育の魅力化の推進

学校、家庭、地域の連携を図りながら、教育の目標を明確化し、共有します。さらに、認定こども園、保育所（園）、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・大学校が連携し、「校種の壁」を越えた一体的・系統的な教育活動を展開するなど、地域の特色を活かした「教育の魅力化」に取り組みます。

◇キャリア・パスポートの利活用の推進

子どもたちが自らの学びや生活を振り返り、新たな学習や自分らしい生き方など、将来への展望をもてるように、学年、校種を越えてもち上げることができるキャリア・パスポートの利活用を進めます。

自他を尊重する心の育成

「人権」を理解し、「人権感覚」を養い、「自己の大切さとともに他者の大切さを認める」という「人権尊重の理念」に基づいた行動を常に実践できるよう、子どもから大人まで、全年齢層を対象とした人権・同和教育を推進します。

◇人権に関する知的理解の促進

学校教育における人権についての教育、社会教育における人権研修や講演会等を通して、様々な人権問題の現状・課題及び人権尊重の考え方を示すことにより、人権感覚を身に付けるための基礎的な知識の習得と理解を促します。

◇人権感覚の涵養

人権に関する知識を家庭・学校等及び社会における日常生活の様々な場面にあてはめて考え、その価値や重要性を直感的かつ共感的に受け止める感性や感覚、すなわち「人権感覚」を養うための教育を推進します。

◇日常生活における実践力・行動力の育成

実践的・体験的な学習を行うことで、家庭や学校・社会等の集団生活において、自他を尊重し、いじめやハラスメント等の具体的な人権問題に直面しても、それを自ら解決しようとする実践力・行動力を養います。

◇あらゆる場を通じた人権教育の推進

多様化する人権課題の解決に向けて、保育所等・学校・地域・家庭・職場等あらゆる場を通じた人権教育を推進します。また、人権が尊重されるまちづくりを目指して人権に関する講演会を毎年開催するとともに、人権啓発・教育推進員による「人権講座」を市内各地域単位できめ細かく開催し、市民への人権意識涵養を促します。

◇「男女共同参画」に関する教育の推進

「男女共同参画」の重要性についての指導が充実するよう、教育関係者へ学習指導要領の趣旨を周知するとともに、子どもたちに対しては、性別固定的役割分担意識を生じさせないよう発達段階に応じた男女平等に関する教育の充実に努めます。

また、家庭・地域・職場等を対象に「男女共同参画」に関する教育の推進に努め、企業や団体等においても、経営者等への情報提供や研修支援を行います。

多様なニーズに対応した教育機会の提供

すべての子どもの「学ぶ権利」が保障されるとともに、多様性を認め、様々な人々と協働できる力を身に付けられるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた学習機会を提供します。

◇インクルーシブ教育システムの推進

特別な支援の必要な子どもたちがそれぞれの学びの場において、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、県と連携して一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実します。また、就学前から社会参加まで切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、個別の教育支援計画の活用を一層推進するとともに、福祉や医療等の関係機関との連携を促進します。さらに、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ機会を増やし、障がいに対する理解を深めるとともに、地域の方々に対するインクルーシブ教育システムについての理解啓発を推進します。

◇学びのセーフティーネットの構築

進路保障の考えに基づき、いじめや不登校、経済的困窮等、子どもたちの抱える様々な困難な状況の背景に寄り添い一人一人の自己実現に向けて、関係機関と連携しできるだけ早い段階で組織的に対応できる体制を強化します。学校内では「居場所づくり」、「絆づくり」を通して、不登校やいじめの未然防止を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を一層進め、早期発見や適切な対応を行います。また、学校以外でも相談しやすい環境を整え、ひきこもりの支援など連続的な支援体制のもと、学び直しや生涯学習の推進のため、支援の充実を図っていきます。

◇多様な教育的ニーズへの対応

日本語指導が必要な子どもたちの増加や性に対する考え方の変化など、教育的ニーズの多様化が進んでいます。理解教育の充実のもと、個々の子どもたちの実態に応じた教育を推進します。

持続可能な未来社会の担い手である子どもたちに必要な「生きる力」をカリキュラム・マネジメントの充実のもと育んでいきます。

◇新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育及び保育の推進

学習指導要領等※の着実な実施により、新しい時代に求められる資質・能力（生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性等」）の育成を図ります。学習評価・学力調査結果分析等による指導法改善を通じた「主体的・対話的で深い学び」のある授業の実現や探究心をかき立てる環境構成等の取組により、子どもたち一人一人に確実な資質・能力の定着を目指します。

※「学習指導要領等」とは、学習指導要領、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等。

◇教科等横断的な学びによる教育の充実

社会的・職業的自立に向けて必要な能力（基礎的・汎用的能力等）や学習の基盤となる能力（言語能力、問題発見・解決能力、情報活用能力等）の育成を目指します。そのために、教科等横断的な視点による教育課程編成のもと、「江津市ふるさと・キャリア教育」や現代的な諸課題に関する教育※を推進します。また学校図書館・ICT環境の整備、高等学校等を含む教育関係機関との連携強化により充実を図ります。

※「現代的な諸課題に関する教育」とは、伝統や文化に関する教育、主権者に関する教育、消費者に関する教育、法に関する教育、知的財産に関する教育、郷土や地域に関する教育、海洋に関する教育、環境に関する教育、放射線に関する教育、防災・安全に関する教育等。

◇道徳教育の充実

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要としながら教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。道徳教育推進教師を中心に体制を整備し、実態を考慮した指導内容の重点化のもと、自己の生き方や人間としての生き方について考えを深める効果的な教科指導方法や教育活動の工夫に努めます。

健康的で安全な生活を送り、豊かなスポーツライフを実現しようとする子どもたちの育成を目指します。

◇体力の向上・健康の確保

体育・保健体育などの教科学習を軸としながら教育課程全体を通じ、子どもたちの「体力」「健康確保（がん教育、薬物乱用防止教育の推進等を含む）への意識」等の向上を目指します。多様化する健康に関わる課題（アレルギー疾患、感染予防等を含む）についても校園内外の体制整備を図り対応します。

また、電子メディア接触による健康への影響や睡眠の重要性について子どもたちや保護者の理解を深め、家庭でのルールづくりを促すとともに、望ましい生活習慣の確立に向け、子どもたちが自ら考え、実践できる力を育成します。

◇食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。併せて「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導（栄養教諭の指導を含む）を行い、効果を高めます。地域生産者や食の専門家との交流、連携を通じ感謝の心を育みます。

異校種間や家庭と目指す子どもの姿を共有することによって、教育効果の向上を図ります。

◇幼小中連携の推進

幼児期と小学校の教育との円滑な接続を図るため、子育て支援課との連携のもと認定こども園、保育所（園）と小学校の職員が情報共有できる機会を設けます。併せて小学校入学当初に教育・保育要領、保育指針等に基づく幼児期の豊かな学びと育ち（幼児期の終わりまでに育ってほしい姿等）を踏まえたスタートカリキュラムが実施できるよう教育課程の編成及び体制の整備を行います。また、校区内の小中学校において目指す子どもの姿を共有し、協働した教育活動、効果的な指導方法の工夫等について取組を深めます。

◇家庭学習の充実

家庭学習の意義を学校から保護者に情報提供し、連携協力のもと、学習の質の向上、習慣化を図ります。また、授業と関連する課題や、子どもたちの自主的な計画に基づく課題等も取り入れながら学習意欲の向上を図ります。

ICT活用のための基盤の整備

教育の情報化を推進するため、学校のICTの環境整備とともに、ICTを活用した学習の充実を図ります。

◇学校ICT環境の整備

家庭学習での使用やオンライン授業も視野に入れ、高速大容量の校内通信ネットワークを前提とした1人1台のタブレット端末の導入等、ICT環境の整備を進めます。

これまでの実践とICTとの最適な組合せを構築し、合理的配慮の提供を含めた「個別最適な学び」と子どもたちの学び合いを深める「協働的な学び」の実現を目指します。

◇ICT機器活用のための支援体制の構築

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のもと、教職員、子どもたちが安心して活用できるよう情報モラル教育の推進や使用ルールの整備を行います。

また子どもたちの資質・能力の育成を図るため、教員のサポート体制の充実と学校での授業利活用への補助を行う、経験豊富な地域の方を含めたICT支援員を配置します。

子どもたちの生命や身体を守るために、危機事象を想定しての安全確保に備えた体制づくり、環境整備を推進します。

◇安全教育の推進

子どもたちは守られるべき対象であるだけでなく、様々な危機事象に対して自ら安全を確保することのできる資質・能力が求められています。新しい情報に基づいた未然防止策を含む防災計画・危機管理マニュアル等の改訂、地域安全マップづくり、警察署・消防署等の関係機関との連携による安全指導、地域連携による防災訓練等の取組により、子どもたちの安全に関する意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与する心を育みます。

◇安全・安心な教育環境の整備

「学校の新しい生活様式」の視点も踏まえ、子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備を進めます。併せて、特別教室のエアコン設置、トイレの洋式化、バリアフリー化などの多様なニーズを踏まえながら、老朽化する施設の長寿命化改修も含め計画的に学校環境の整備を行います。また災害時の地域の避難所として機能できるよう防災担当課と連携し整備を進めます。

◇学校再編の取組

地域の実情や未来を見通した学校の適正規模・適正配置の観点を踏まえ、再編を含めた新たな学校の在り方を検討します。

子どもたちにとって望ましい教育環境になるよう学校整備再編計画の見直しを進めます。

「学びの保障」を支える体制整備

子どもたちの学びを保障するために、支援体制づくり、教職員の資質・能力の向上に向けた取り組みを推進します。

◇子どもたちへのきめ細やかな支援体制づくり

子どもたちの学びを保障するために、一人一人の教育的ニーズを踏まえながら、生活や学習上の困難を改善克服するために、各種支援員※を配置します。また、外国語指導助手：A L T（国際理解教育、外国語指導体制の充実等）、学校司書等（読書活動、学校図書館活用の普及、学びのサポーターとしての支援等）を配置し教育体制の充実に図ります。

※「各種支援員」とは、学力向上支援員、特別支援教育支援員、日本語指導員。

◇教職員の資質・能力の向上

校内外研修や指導主事の学校訪問等を通じ、子どもたちの理解を踏まえた学習・生徒指導の在り方や、教育公務員としての責務の理解等、教職員に求められる資質・能力の向上を図ります。また、管理職における評価システムの有効利用により一人一人の経験年数を踏まえ人材育成を図ります。

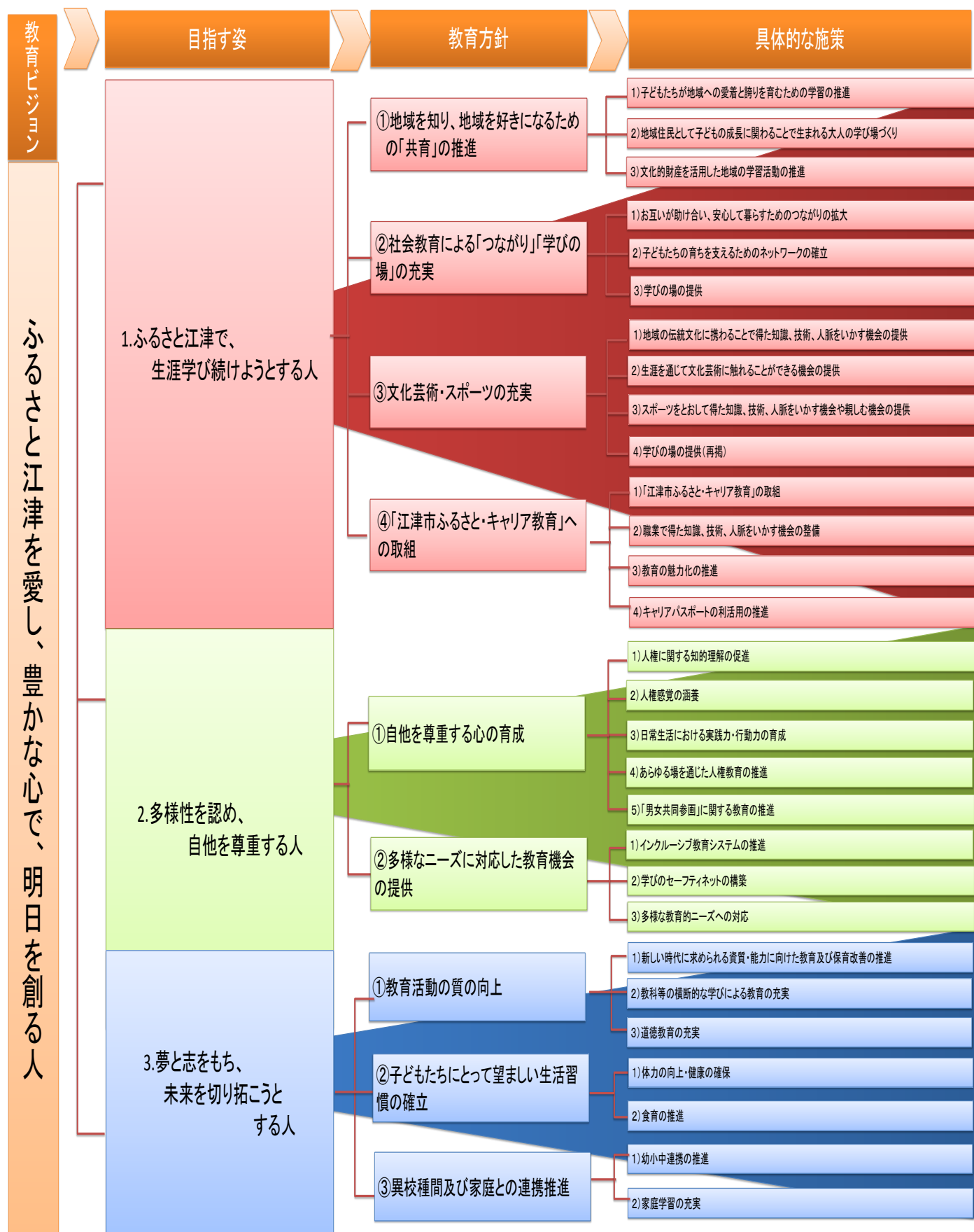
◇教職員の働き方改革の推進

教職員のメンタルヘルス対策の充実に図り、心身の健康保持のもと、教職員が教材研究を含む効果的な教育活動の実践や子どもたちと向き合う時間の確保が図れるよう「教職員の働き方改革プラン」に基づいて、意識改革を踏まえた学校現場の業務改善に取り組めます。

また学校事務職員による学校運営参画や共同学校事務室の設置等により学校事務の適正化、効率化を進めます。

学校支援を行うスタッフとして、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、部活動地域指導者等を配置し、教員の負担軽減を支援します。

7. 大綱の体系



学びの環境整備及び体制づくり

